

# NPO SSP 会則

平成 23 年 12 月 1 日制定

平成 24 年 9 月 15 日改訂

平成 26 年 5 月 30 日改訂

(名称)

第1条 この団体は、NPO エスエスピー（以下「本会」という。）と称する。略称はNPO SSPとする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、役員会で定める。

(目的)

第3条 本会は、地域資源を活用した活動の活性化を図ることにより、地域の人々が故郷に自身と誇りを持ちながら、充実した暮らしをして来た集落の再生を図り、もって地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中山間地域の振興に関する事業
- (2) 河川利用の振興に関する事業
- (3) 物品開発及び販売に関する事業
- (4) 市民活動中間支援に関する事業
- (5) イベント企画及び実施に関する事業
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の二種類とする。総会議決権を有する者は正会員とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した個人とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

2 この会則に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第6条 本会に入会しようとするものは、以下で定める手続きを経なければならない。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、入会申込書並びに役員2名以上の連名のある入会同意書を役員会に提出し、役員会の承認を得るものとする。
- (2) 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に総会で定める会費を納入しなければならない。

2 事業毎に必要により負担金を、役員会の議決により徴収する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を役員会に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 (1名)
- (2) 副会長 (1名)
- (3) 幹 事 (1～5名)
- (4) 監 事 (1～2名)

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 幹事は、会長を補佐する。

4 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(罰則および解任)

第11条 会員が本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、総会の過半数をもって除名する。

2 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (3) 会員の資格を喪失したとき

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 14 条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監事を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 17 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 円滑な事務処理を行うため事務局長をおく。
- 3 事務局長は、役員会の互選により選出する。

(委任)

第 18 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 19 条 この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この会則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条の定めにかかわらず創立時の役員の任期は平成 26 年の総会日までとする。
- 3 第 16 条の定めにかかわらず第一事業年度は平成 23 年 12 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 4 第 16 条の定めにかかわらず会費及び入会金は、別に総会で定めるまでは、以下の通りとする。
  - (1) 正会員 3,000 円
  - (2) 賛助会員 個人 2,000 円/一口 団体 8,000 円/一口
  - (3) 入会金は 1,500 円とする。
- 6 平成 24 年 9 月 15 日改訂
- 5 平成 26 年 5 月 30 日改訂